

議案第51号

福岡市職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、児童生徒数の増加等に伴う教職員の増員及び救急隊の増隊、世界水泳選手権福岡大会の開催準備等に伴う増員並びに要介護認定業務の民間委託、学校環境整備業務に係る体制の見直し等に伴う減員のため、職員の定数を改める必要があるによる。

福岡市職員定数条例の一部を改正する条例

福岡市職員定数条例（昭和27年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「6,100人」を「6,124人」に、「645人」を「649人」に改め、同項第2号中「8,432人」を「8,469人」に、「7,371人」を「7,428人」に、「園長及び教員」を「及び教員」に改め、同項第8号中「582人」を「586人」に改め、同項第9号中「1,080人」を「1,089人」に改め、同項中「合計 16,773人」を「合計 16,847人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。